

政治資金監査マニュアルの改定（案）第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点

第6回委員会提示案	第5回委員会提示案	変更の概要
<p style="text-align: center;">はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>政治資金適正化委員会においては、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）を平成20年10月に策定後、平成22年9月及び平成25年6月に改定を行ってきた。今般、平成27年10月に行われた業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正（平成28年1月施行）の反映など、所要の改定を行ったところである。国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保のため、引き続き、本マニュアルに基づいた政治資金監査の適確な実施を期待するものである。</p> <p>平成28年3月</p> <p style="text-align: right;">政治資金適正化委員会 委員長 伊藤 鉄 男 小見山 満 日 出 雄 平 大 竹 邦 実 田 中 秀 明</p>	<p style="text-align: center;">はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>前書きを新たに追加</p>

第6回委員会提示案	第5回委員会提示案	変更の概要
<h2>Ⅱ. 登録政治資金監査人</h2>	<h2>Ⅱ. 登録政治資金監査人</h2>	
<p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）</p> <p>① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）</p> <p>② <u>国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者</u></p> <p>③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</p> <p>④ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>⑤ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者</p> <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記6.①から④までの業務制限に該当してはならない。</p> <p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記6.⑤に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p>1. 登録政治資金監査人の資格</p> <p>(2) 業務制限</p> <p>6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）</p> <p>① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）<u>又はその配偶者</u></p> <p>② <u>国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者</u></p> <p>③ 2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</p> <p>④ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者</p> <p>7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記6.①から③までの業務制限に該当してはならない。</p> <p>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記6.④に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。</p> <p>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</p>	<p>①の内容を二つに書き分け</p> <p>番号の繰下げ</p>

第6回委員会提示案	第5回委員会提示案	変更の概要
<p><b>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</b></p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録政治資金監査人は、<u>使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）</u>に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。</li> </ul>	<p><b>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</b></p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。 (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録政治資金監査人は、<u>使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）</u>に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。</li> </ul>	<p>文言の整理</p>
<p><b>【参考】</b></p> <p>2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※3）。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟ 登録番号 第××××号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※3）。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	